

神奈川県国民保護計画の変更概要

【変更の趣旨】

- 国は、平成 16 年 9 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を施行し、平成 17 年 3 月に「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定した。これに基づき、県では、平成 18 年 3 月に「神奈川県国民保護計画」（以下「計画」という。）を作成した。
- 国は、平成 29 年 12 月に基本指針の一部を変更し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動等に関する記述の修正を行った。
これを受けて、県でも必要な事項について、計画の変更を行った。

【変更の概要】

1 主な変更事項

(1) 基本指針の一部変更に伴う変更

ア 訓練

- ・「訓練」の箇所に、「NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行う」ことなどを明記した。

イ 避難施設の指定

- ・「避難施設の指定」の箇所に、「地下街、地下駅舎等の地下施設指定するよう配慮する」ことなどを明記した。

ウ 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発

- ・「武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発」の箇所に、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について平素から県民に対し周知するよう努める」ことを明記した。

イ 時点修正

県の組織や地理的、社会的特徴など、時点修正すべき内容について変更した。